

全校進路通信 第7号

大阪府立八尾支援学校
キャリアサポート部
令和5年2月24日

向春の候、日頃は本校の教育活動にご協力をいただきお礼申し上げます。

さて、今回は療育手帳の申請や障がい基礎年金に関わる手続きについてご紹介いたします。

『療育手帳の更新について』

◆申込窓口

各市町村障がい福祉課

◆判定機関

18歳まで 大阪府東大阪子ども家庭センター
(管轄は八尾市・柏原市・東大阪市)

18歳以上 大阪府障がい者自立相談支援センター

大阪府障がい者自立相談支援センター (知的障がい支援課)

住所 〒558-0001

大阪市住吉区大領3丁目2-36

大阪府障がい者医療・リハビリテーションセンター内

TEL 06-6692-5263 (FAX06-6692-3981)

交通機関

- ①大阪シティバス「府立総合医療センター」下車すぐ
- ②阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車 徒歩約10分
- ③南海高野線「帝塚山」下車 徒歩約15分
- ④JR阪和線「長居」下車 徒歩約20分
- ⑤大阪Metro 御堂筋線「長居」下車 徒歩約25分

◆手続き

- ①療育手帳の更新期限の4ヶ月ぐらい前に市役所の障がい福祉課へ電話をかけて、市役所に行く日時の予約をとります。
- ②予約した日に、障がい福祉課にて面談を行います。
- ③その後、連絡が入りますので、大阪府障がい者自立相談支援センターへ行って面接や検査を受けます。
- ④新しい手帳が発行された通知が家に届いたら、印鑑を持って障がい福祉課に取りに行きます。

『障害基礎年金の申請について』

国民年金加入中に病気やケガで障がいを負って働けなくなるなど、一定の障がいの状態にある間は「障害基礎年金」が支給されます。国民年金加入前の20歳前に初診日がある場合（生来性など）20歳になったときに定められた障がいの状態であれば、障害基礎年金が支給されます。

◆障害基礎年金受給のための3つの要件

① 「初診日」が明確である。

20歳前傷病により受給できる障害基礎年金は、障害基礎年金になります。ただし、20歳前から厚生年金に加入し、その期間に初診日がある場合は、障害厚生年金になります。

② 障害認定日に障害等級1級または2級の状態になっていること。

20歳前に傷病の初診日のある方の場合は、20歳誕生日前日が「障害認定日」になります。ただし、医療機関を受診した「初診日」により「障害認定日」は異なります。

③ 保険料の納付要件を満たしていること。

20歳前に初診日がある場合は、納付要件不要。

◆年金の額

1級：年額972,250円、2級：年額777,800円になります。
（年金額は2023年2月1日時点のものであり、変動します。）

◆給付基準

障がいの状態や本人の所得に応じて支給額が決定します。

（本人の所得額により、半額・全額の支給停止制限があります。）

◆手続き

①20歳の誕生日の3か月ぐらい前に、市町村の国民年金担当課に障がい者手帳を持参して、障害基礎年金の相談をした後、申請関係書類（「(年金用)診断書」・「病歴・就労状況申立書」等）を受け取ります。

②知的障がい・精神障がいで申請する場合

精神保健指定医である精神科等の病院を予約し、診察や面接、知能検査等を受けて所定の診断書に記入してもらいます。

（初診確認のため「受診状況等証明書」が必要な場合があります。）

身体障がいで申請する場合は、障がいに応じた医療機関で同様の手続きが必要になります。

③主に家族が病歴・就労状況申立書に記入します。

④上記を含めた書類等を国民年金担当課に提出します。（他にも本人名義の通帳が必要です。）

⑤審査の結果通知が届きます。

◆その他

○障がい基礎年金の窓口は各市町村国民年金担当課または年金事務所になります。

詳しくは、市町村の担当課や生活相談支援センター、又は社会保険労務士にご相談ください。

○申請書類作成においては、生育歴、病院の初診日や病歴など細かく記入する必要があり、受診に関する記録を残しておくことやかかりつけの主治医がいるとスムーズです。

○療育手帳の等級とは直接の関係はなく、独自の基準によって決められます。

○受給が決まると届出により、国民年金保険料の支払いは免除されます。